

令和7年12月
徳島市財政部税務事務所市民税課

全項目評価書（個人住民税課税事務） 素案の概要

1 概要

令和9年1月からの新税務システム（新システム）の稼働に先立ち、令和8年4月から新システムのテスト運用が開始されることとなるため、重要な変更に該当するとして、特定個人情報保護評価指針および規則に基づき、全項目評価の再実施を行うもの。

令和8年4月から令和8年12月までは新税務システムはテスト運用となり、令和9年1月からは現税務システムの運用は終了し、新税務システムの稼働となる。

2 評価書の変更部分

別紙のとおり

以 上

全項目評価書(個人住民税課税事務)の主な変更点まとめ

項目	変更前の記載	変更後の記載	備考	P
1 表紙 特記事項	追加	標準準拠の税務システム(新システム)の本番運用に伴い、重要な変更として新システムのプログラミング開始前に再評価を実施するもの。なお、この現行運用にかかる評価書の最後尾(変更履歴の手前)に、新システムの本番運用に係る次期評価書部分を付属している。	重要な変更に該当するため、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。	1
2 I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ①システムの名称	個人住民税システム(税務システム(MICJET MISALIO))	個人住民税システム	重要な変更に該当するため、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。	93
3 I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	追加	個人住民税システムはMICJET V10、インボイスエージェント、DBブレイヤーを統合して使用するシステムとなる。	重要な変更に該当するため、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。	93
4 I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他システムとの接続	課税資料イメージデータ管理システム(Tomas Force)	課税資料イメージデータ管理システム	重要な変更に該当するため、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。	93
5 I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ①システムの名称	課税資料イメージデータ管理システム(Tomas Force)	課税資料イメージデータ管理システム	重要な変更に該当するため、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。	94
6 I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム11 ①システムの名称	税務システム連携中継サーバシステム	S3	重要な変更に該当するため、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。	98
7 I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム11 ②システムの機能	1. データ連携・中継機能 本庁舎内のサーバルームに設置されたサーバ上に仮想領域を展開しその上に構築するサーバシステム。 各種基幹業務システムの円滑な稼働に資することを目的として、税業務との連携が必要な周辺システムとの間において各システムが必要とする宛名・税・国保等の情報を相互に提供する機能。	ファイル連携の格納先として、オブジェクトストレージを利用する。 オブジェクトストレージとしてAWSの「Amazon Simple Storage Service (S3)」を利用する。 税業務との連携が必要な周辺システムとの間において各システムが必要とする情報を相互に共有する。	重要な変更に該当するため、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。	98

全項目評価書(個人住民税課税事務)の主な変更点まとめ

項目	変更前の記載	変更後の記載	備考	P
8 I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム11 ③他システムとの接続	[]既存住民基本台帳システム [O]その他(現存システム)	[O]既存住民基本台帳システム [O]その他(共通基盤システム)	重要な変更に該当するため、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。	98
9 I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム12 ①システムの名称	S3	庁内データ連携基盤	重要な変更に該当するため、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。	98
10 I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム12 ②システムの機能	ファイル連携の格納先として、オブジェクトストレージを利用する。 オブジェクトストレージとしてAWSの「Amazon Simple Storage Service(S3)」を利用する。 税業務との連携が必要な周辺システムとの間において各システムが必要とする情報を相互に共有する。	宛名システム及び税務システムとS3との間で各システムが必要とする情報を相互に共有する。	重要な変更に該当するため、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。	98
11 I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム12 ③他システムとの接続	[O]既存住民基本台帳システム [O]その他(共通基盤システム)	[]既存住民基本台帳システム [O]その他(S3)	重要な変更に該当するため、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。	98
12 I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	現行評価書 別紙のとおり	次期評価書 別紙のとおり	重要な変更に該当するため、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。	現行10 次期101
13 I 基本情報 (別添1)事務の内容	現行評価書 別添1のとおり	次期評価書 別添1のとおり	重要な変更に該当するため、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。	現行16 次期106

全項目評価書(個人住民税課税事務)の主な変更点まとめ

項目	変更前の記載	変更後の記載	備考	P
14	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目	現行評価書 別添2のとおり	次期評価書 別添2のとおり	重要な変更に該当するため、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。 現行67 次期157
15	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	税務システム(MICJET MISALIO)の維持運用業務	個人住民税システムの維持運用業務	重要な変更に該当するため、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。 111
16	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	税務システム(MICJET MISALIO)の維持運用業務 (課税資料イメージデータ管理システム(Tomas Force)、申告支援システム(F@INTAX)を含む)	個人住民税システムおよび申告支援システム(F@INTAX)の維持運用業務	重要な変更に該当するため、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。 111
17	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	中継サーバ運用保守等業務	課税資料イメージデータ管理システム	重要な変更に該当するため、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。 113
18	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ①委託内容	中継サーバ運用保守等業務	課税資料イメージデータ管理システムの維持運用業務	重要な変更に該当するため、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。 113
19	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	中継サーバ運用保守等業務は、特定個人情報ファイル全体を対象としているため、委託先に提供する必要がある。	課税資料イメージデータ管理システムの維持運用業務は、特定個人情報ファイル全体を対象としているため、委託先に提供する必要がある。	重要な変更に該当するため、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。 113

全項目評価書(個人住民税課税事務)の主な変更点まとめ

項目	変更前の記載	変更後の記載	備考	P
20 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱い 委託事項4 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 [O] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [O] その他(中継サーバシステムの運用支援業務に必要な範囲内で、システム内の特定個人情報ファイルにアクセスする。)	[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [O] その他(クラウドに設置したサーバーを介した、専用ネットワークによる閉域接続)	重要な変更に該当するため、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。	113
21 ⑥委託先名	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱い 委託事項4 ⑥委託先名 富士通Japan株式会社	委託先が決定した際には、徳島市ホームページにて公表する。	重要な変更に該当するため、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。	113
22 ①保管場所	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所 【個人住民税システム等における措置】 ① 個人住民税システム(MICJET MISALIO)、課税資料イメージデータ管理システム(Tomas Force)、申告支援システム(F@INTAX)は外部のデータセンターに設置しており、データセンター及びサーバー室への入退室を厳重に管理する。	【個人住民税システム等における措置】 ① 個人住民税システム、課税資料イメージデータ管理システム、申告支援システム(F@INTAX)はガバメントクラウド上に構築する。	重要な変更に該当するため、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。	155
23 ③消去方法	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法 【個人住民税システム等における措置】 ① 特定個人情報の消去は、徳島市からの操作によって実施するため、個人住民税システム等の保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。	【個人住民税システム等における措置】 ① 特定個人情報は、個人住民税システム等の保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。	重要な変更に該当するため、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。	156
24 リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク ○特定個人情報の提供・移転の記録(具体的な方法)	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク ○特定個人情報の提供・移転の記録(具体的な方法)	・S3、府内連携システム、課税資料イメージデータ管理システム、申告支援システム及び住民基本台帳ネットワークシステムでは、どの職員等がどの特定個人情報にどの端末でアクセスしたか全て記録され、ログ記録については所定の期間保存する。不正なアクセスはログ記録を検証することで防止する。また、番号法及び条例上認められないアクセスは、アクセス制御で禁止しており、システム管理者等は、システム仕様書及びシステム環境定義等でアクセス制御を検証する。	・個人住民税システム、S3、府内連携システム、課税資料イメージデータ管理システム、申告支援システム及び住民基本台帳ネットワークシステムでは、どの職員等がどの特定個人情報にどの端末でアクセスしたか全て記録され、ログ記録については所定の期間保存する。不正なアクセスはログ記録を検証することで防止する。また、番号法及び条例上認められないアクセスは、アクセス制御で禁止しており、システム管理者等は、システム仕様書及びシステム環境定義等でアクセス制御を検証する。	重要な変更に該当するため、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。
25 リスク2:不適切な方法で提供・移転が行われるリスク ○リスクに対する措置の内容	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2:不適切な方法で提供・移転が行われるリスク ○リスクに対する措置の内容	・S3、府内連携システム、課税資料イメージデータ管理システム、申告支援システム及び住民基本台帳ネットワークシステムでは、特定の権限を有する者以外は、情報の照会・更新ができず、情報の照会・更新の記録を逐一保存する仕組みを有しているため、情報の照会・更新の記録を検証することで不適切な方法で提供・移転されることを防止する。	・個人住民税システム、S3、府内連携システム、課税資料イメージデータ管理システム、申告支援システム及び住民基本台帳ネットワークシステムでは、特定の権限を有する者以外は、情報の照会・更新ができず、情報の照会・更新の記録を逐一保存する仕組みを有しているため、情報の照会・更新の記録を検証することで不適切な方法で提供・移転されることを防止する。	重要な変更に該当するため、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。

全項目評価書(個人住民税課税事務)の主な変更点まとめ

項目	変更前の記載	変更後の記載	備考	P
26 III 特定個人情報ファイルの取扱い プロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託 や情報提供ネットワークシステムを 通じた提供を除く。) リスク3:誤った情報を提供・移転して しまうリスク、誤った相手に提供・移 転してしまうリスク ○リスクに対する措置の内容	・S3、府内連携システム、課税資料イメージデータ管理システム、申告支援システム及び住民基本台帳ネットワークシステムでは、番号法の規定に基づき認められている特定個人情報のみしか提供・移転できないように、アクセス制御を行っているため、仕組みとして担保されている。	・個人住民税システム、S3、府内連携システム、課税資料イメージデータ管理システム、申告支援システム及び住民基本台帳ネットワークシステムでは、番号法の規定に基づき認められている特定個人情報のみしか提供・移転できないように、アクセス制御を行っているため、仕組みとして担保されている。	重要な変更に該当するため、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。	189
27 III 特定個人情報ファイルの取扱い プロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の補完・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・ 滅失・毀損リスク ⑤物理的対策(具体的な対策の内 容)	【個人住民税システム等における措置】 ①個人住民税システム等をデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理・有人監視及び施錠管理を行っている。また、設置場所は、データセンター内の専用領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	【個人住民税システム等における措置】 ①個人住民税システム等をガバメントクラウド上に構築する。	重要な変更に該当するため、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。	193
28 III 特定個人情報ファイルの取扱い プロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の補完・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・ 滅失・毀損リスク ⑥技術的対策(具体的な対策の内 容)	【個人住民税システム等における措置】 ①個人住民税システム等では、UTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限・侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を実施する。 ②個人住民税システム等では、ウィルス対策ソフトを導入し、ウィルスパターンファイルを定期的に更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについては、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	【個人住民税システム等における措置】 ①を削除 ②を①へ、③を②へ	重要な変更に該当するため、全項目評価の再実施に伴う事前手続を行う。	194